

## 建設業者及び解体工事業の皆様へお知らせ

建物の解体工事については、建設リサイクル法や労働安全衛生法（石綿）、大気汚染防止法など関係法令を遵守しながら、分別・解体する必要があります。

また、工事で発生した廃材などは、廃棄物処理法に基づき、排出事業者（建設工事にあつては元請業者）の責任の下、適正に処理する必要があります。

つきましては、建物の解体工事を実施する場合、別添のリーフレットを参考に発注者へ十分な説明をしていただくともに必要な手続きを行うようお願いいたします。

御協力よろしく申し上げます。

### 【リーフレット】

- ・建物の解体工事に必要な主な手続き
- ・産業廃棄物の処理は、排出した事業者の責任です。
- ・産業廃棄物収集運搬車への表示・書類携帯義務について
- ・建築物の解体等に伴う事前調査について

### — 問合せ先 —

土木部監理課技術管理室（建設リサイクル法）

ダイヤルイン 099-286-3515

土木部建築課（建築基準法）

ダイヤルイン 099-286-3739

環境林務部廃棄物リサイクル対策課（産業廃棄物）

ダイヤルイン 099-286-2596

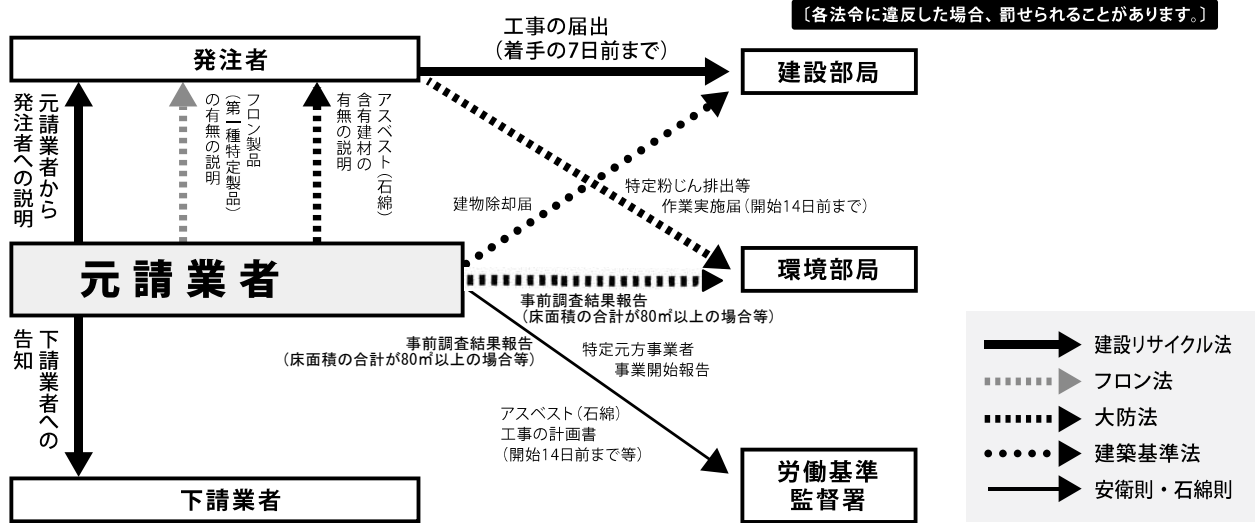
環境林務部環境保全課（大気汚染防止法）

ダイヤルイン 099-286-2627

# 建物の解体工事に必要な主な手続き

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕

工事着手前



## 分別解体等の実施

- 〈1.内装解体〉  
原則、手壊し
- 〈2.屋根ふき材の取り外し〉  
原則、手壊し
- 〈3.外装材、上部構造部分の取り壊し〉
- 〈4.基礎の取り壊し〉

◎注意! 分別して管理・搬送



適切な技術管理者の配置

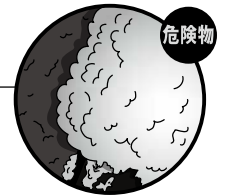
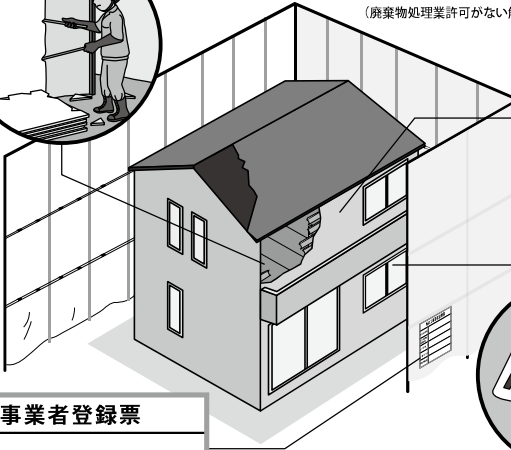
解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに関する標識の掲示〉

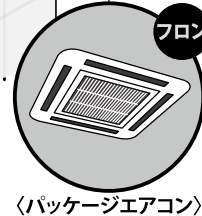
※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意! 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

(廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります)

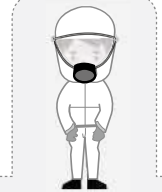


〈アスベスト(石綿)〉



〈パッケージエアコン〉

アスベスト(石綿)含有建材があった場合



石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)《石綿則》

石綿あり/なしなどの掲示  
《大防法、石綿則》

作業内容などの掲示  
《大防法、厚労省通知》

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

平成 年 月 日 (表示日)
施工主業名:
連絡先:
現場責任者氏名:

## 特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

## 元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

## 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

工事完了後

各法令の正式名称

○建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
○石綿則：石綿障害予防規則  
○大防法：大気汚染防止法

○フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
○安衛則：労働安全衛生規則

# 各手続きの詳細について

## ○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法

検索

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

問い合わせ先：各都道府県（建設リサイクル担当）

## ○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット

検索

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式

検索

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

問い合わせ先：各労働基準監督署（安全衛生担当）

## ○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事

検索

概要HPアドレス（石綿パンフレット等）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

問い合わせ先：各都道府県（環境部）

## ○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

問い合わせ先：各都道府県（フロン排出抑制担当）

# 産業廃棄物の処理は、排出した事業者の責任です

知らなかったでは済まされません!!



## ● 産業廃棄物とは

### 廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物（固形状・液状のもので気体を除く。）

### 産業廃棄物

【事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定める20種類】（下表参照）

➔ 事業者自らに処理責任があります。  
事業者自らで基準に則って処理するか、許可業者に委託する方法があります。

#### 特別管理産業廃棄物

【産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

### 一般廃棄物

【産業廃棄物以外のもの】

主に、家庭から出てきた「ごみ」や、オフィスから出る紙くずなどです。

➔ 市町村の事務として処理しています。

※一部の市町村では、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を自治体施設で受入れて処理しているところもあります（排出場所の市町村にご確認ください。）。

#### 特別管理一般廃棄物

【一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性のあるもの】

## ● 産業廃棄物に該当する20種類

産業廃棄物の種類		例
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6 廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鑄物砂
	11 がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん等で集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13 紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14 木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15 繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
20	政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固型化物等）

# 産業廃棄物の処理を委託するポイント

処理業者まかせにいませんか？  
最後まで処理や再生利用が  
確実になされたか確認が必要です



**Point 1** 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬または処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわし、5年間保管することが法律で義務付けられています。

**Point 2** 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを利用して管理しなければなりません。

- マニフェスト(産業廃棄物管理票の通称)には、紙の伝票で管理するものとパソコン等により電子的に管理する電子マニフェストがあります。排出事業者は、マニフェストを自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。また、紙マニフェストを用いる場合は、処理業者から回付されたマニフェストの写しを自らが5年間保存するとともに、前年度分を毎年6月末までに、都道府県知事または政令市長あてに「マニフェスト交付等状況報告」として提出することが法律で義務付けられています。

**Point 3** 排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があります。

排出事業者

- 処理業者と適切な内容で委託契約を結んでいなかった
- マニフェストの適切な交付・保存をしていなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した  
(業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物の種類の許可がなかったなどを含む)

**委託基準違反**  
マニフェスト交付義務違反等

社名の公表や  
刑事罰に問われる  
こともあります



- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、気がつかなかった

**注意義務違反**\*

もしも、  
委託先の処理業者が  
不法投棄をしたら

**措置命令**

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。

※より詳しい情報については、<http://www.sanpainet.or.jp/HomePage/Business05/yuryo08.html>もご参照ください。

産業廃棄物の処理で、不明なことがあれば都道府県(政令市)の  
産業廃棄物担当部署へ問い合わせてください。

# ① 表示義務について



産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

## 排出事業者が自分で運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

(みほん)

140ポイント以上  
産業廃棄物収集運搬車  
〇〇株式会社  
90ポイント以上

表示

注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

## 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号（下6けたに限る）

140ポイント以上  
産業廃棄物収集運搬車  
〇〇株式会社  
000000号  
90ポイント以上

(注)140ポイントは約5cm、90ポイントは約3cmです。

## ● 実際の表示の例



特別管理産業廃棄物を運搬する場合でも、産業廃棄物と表示して問題ありません。



マグネットシートなど、着脱可能な表示でも問題ありません。



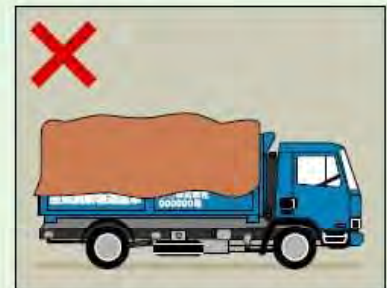
左右で表示位置が違って、また、荷台や被牽引車に表示しても問題ありません。



表示する字は原則として印刷された文字になります。



産業廃棄物を運んでいることや、正式な名称が一見して分からない略称や屋号を使うことはできません。



表示が隠れていたりすると、表示義務違反になります。

## ② 書類の携帯義務について



産業廃棄物の運搬車は、  
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

### 排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(みほん)

■氏名又は名称及び住所  
 ○○株式会社  
 ○○県○○市○○町○○番  
 ■産業廃棄物の種類・数量  
 廃○○○○○・○○トン  
 ■積載日  
 ○年○月○日  
 ■積載した事業場  
 ○○○工場  
 ○○県○○市○○町○○番  
 TEL○○-○○○○-○○○○  
 ■運搬先の事業場  
 ○○○リサイクルセンター  
 ○○県○○市○○町○○番  
 TEL○○-○○○○-○○○○

書面

### 産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 許可証の写し (※)

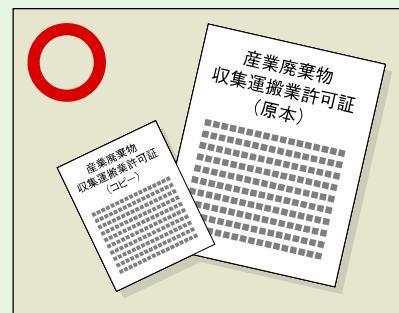
### ●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、  
記載事項に合致すれば、様式は  
問いません。



電子マニフェストを利用している  
場合には、書面の代わりに電子  
情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさ  
でなくとも問題ありません。

### ※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)が必要になります。

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先

(ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。)

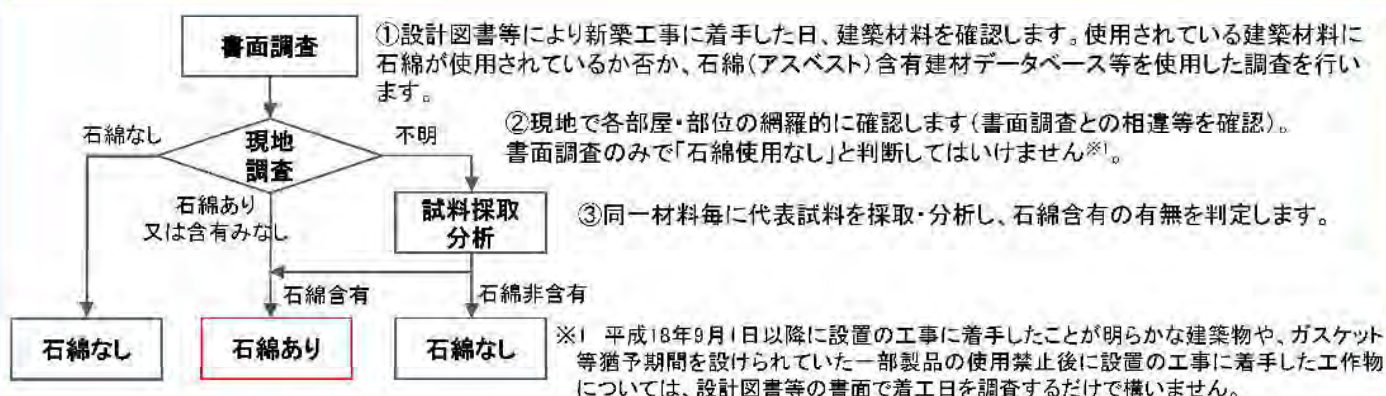
# 建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

**【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~**

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の知識を有する者」として認められています。

NEW



- ※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。
- ※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返す石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。
- ※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。
- ※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

## 自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。





# 建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

## [説明事項]

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)
- ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)  
(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)
- ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
  - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

**【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～**

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

## [規模要件]

- ✓ 建築物の解体:対象の床面積の合計が80㎡以上
  - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

## [報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

## [報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

## [記録事項] (新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

## [現場への備え置き] (新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

(7)